

平成二十七年八月二十八日受領  
答 弁 第 三 八 三 号

内閣衆質一八九第三八三号

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号）一についてで答えたとおりであるから、お尋ねの「起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二及び三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号）二についてで答えたとおりである。